

よなごの国保

国民健康保険料を納めましょう！

“保険料は国保の大切な財源です”

納められた保険料は、米子市国民健康保険に加入されている方が、病気やケガなどで医療機関にかかった時の医療費に充てられる大切な財源です。

健康を守り、医療を保障する国民健康保険を安定的に運営するために、保険料は必ず納期限までにお納めください。

・・・もし保険料を納めないでいると・・・

納期限を過ぎると

督促や催告がおこなわれます … 督促手数料、延滞金がかかってくる場合があります。

未納が続くと…

「短期被保険者証」が交付されます

法律に基づく滞納処分として預貯金、生命保険等の財産を差し押さえることになります。

※短期被保険者証とは？

通常の保険証より有効期限の短い保険証です。頻繁に更新手続きが必要になります。

さらに未納が続くと…

保険証を返していただき、代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。

医療機関で、この「被保険者資格証明書」で診療を受けることになります。

※被保険者資格証明書とは？

国保の被保険者であることを証明するだけのものです。そのため、病院などで受診するときは、医療費はいったん全額自己負担することになります。全額支払った医療費は、申請されると、後日、本来の自己負担部分を除いた額の払い戻しを受けられます。

最終的には…

保険給付の一部もしくは全部が差し止めになります。

納期分を一括で納付が困難な方……分割納付などの相談を承ります。

【米子市保険年金課】 Tel (0859) 23 - 5121 (高額療養費、人間ドック) 23 - 5124 (納付相談)
23 - 5122 (保険証、後期高齢者医療) 23 - 5123 (特別医療)

国民健康保険料の減免制度について

災害や病気など特別な理由で国民健康保険料の納付が困難な場合は、申請により国保料が減免される場合があります。減免の対象となる保険料は減免の理由が発生した日以後、又は申請日以後の納期分の保険料となります。

詳細は保険年金課へご相談ください。

減免の理由区分	減免の限度額	申請に必要なもの
震災、風水害、落雷、火災又はこれに類する災害を受け、保険料の納付が困難となったとき	減免対象となる保険料額の4/10相当額～全額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災証明書 ・ 被保険者証
納付義務者等が生活保護法の規定による保護の適用を受けたとき	生活保護適用日以降の納期に係る保険料額の全額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護開始決定通知書
死亡、長期にわたり就労阻害となる疾病、失業（自己退職は含まず、企業倒産等によるもの）等により、当該年の納付義務者等の所得の見積額の合計額が、前年の納付義務者等の所得の合計額の2分の1以下に減少するために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額の4/10相当額～8/10相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書 ・ 離職票 ・ 源泉徴収票など所得がわかるもの ・ 被保険者証 など
おおむね65歳以上の方や障がい者、家族に病人、身体障がい者、幼児等がいることにより看病・介護等をしなければならないため働きたくても働くことができない状態の者で構成されている世帯で、所得の見積額が低額であるために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額及び資産割額の合計額の2/10相当額～6/10相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書 ・ 源泉徴収票など所得がわかるもの ・ 障害者手帳など障がいの状況がわかるもの ・ 被保険者証 など

ジェネリック医薬品をご存知ですか？



ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品の特許終了後に、有効成分、用法、用量、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めて製造・販売される安価な医薬品のことです。

安価なジェネリック医薬品を使用することで、被保険者の自己負担額が軽減されるとともに米子市国保の医薬費の節減が図られます。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」を利用し、医師、薬剤師にご相談ください。（カードは、保険年金課や淀江支所地域生活課窓口においてあります。）

株式や配当などにより確定申告する方へ

源泉徴収を選択している 特定口座や配当所得等の確定申告について



源泉徴収を選択している特定口座における株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得は、原則、確定申告が不要です。

確定申告をしない場合、源泉徴収の特定口座における株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得は、国民健康保険料の計算の対象に含まれませんが、損益通算や繰越控除等の適用を受けるためなどで確定申告をする場合は、その所得額が算定対象に含まれます。

確定申告の結果、見込まれる税額上の還付分や減額分よりも、保険料の増額分が上回る場合もありますので、ご注意ください。

源泉徴収選択の特定口座の株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得と国民健康保険料

確定申告しない	配当所得・株式等譲渡所得は、保険料の算定対象にならない
確定申告する	配当所得・株式等譲渡所得（繰越損失適用後）が、保険料の算定対象になる

70歳以上の方の自己負担割合

70歳以上の方は、医療費の自己負担割合の判定に含まれるため、医療費についても増額となる場合がありますので、ご注意ください。



保険料納付済額確認書の取扱いについて

確定申告等に使用される控除対象の保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の納付済額について、**電話回答ができませんのでご注意ください。**

平成28年1月から3月の期間に納付済額確認書を交付した方について、平成29年1月末までに納付済額確認書を郵送いたします。それに伴い、電話での納付済額の回答はできませんので、ご注意ください。発送予定以外の方でも、電話で申し込みがあれば、納付義務者宛に郵送いたします。

詳細につきましては電話でご確認ください。

連絡先：国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 23-5124 23-5125
介護保険料 23-5131 23-5540

会社等を退職したときは健康保険の切り替え手続きが必要です

会社等を退職した場合は、必ず他の健康保険へ加入する手続きを行う必要があります。
米子市国民健康保険へ加入する場合は、下記のものをお持ちになり、忘れずに届出をしましょう。健康保険は自動的に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

- 職場で加入していた健康保険の資格喪失証明書
- 個人番号カード又は通知カード
- 窓口においていただく方の本人確認書類（運転免許証等）

会社等の健康保険に加入したときも届出が必要です

国民健康保険に加入中の方が、就職などにより職場から健康保険の保険証を受け取った場合は、必ず国民健康保険を脱退する届出が必要です。職場の健康保険へ加入しても、自動的に国民健康保険を脱退することにはなりません。国民健康保険を脱退する届出をしていただくことにより、健康保険の切り替えが完了となります。下記のものをお持ちになり忘れずに届出をしましょう。

- 職場の健康保険証（保険証が変わった方全員分）
- 国民健康保険証（保険証が変わった方全員分）
- 個人番号カード又は通知カード
- 窓口においていただく方の本人確認書類（運転免許証等）

脱退の手続きをされないと、職場の健康保険と国民健康保険の両方に加入している状態になり、保険料が二重に請求されることになってしまいます。

大学・専修学校などへの進学が決まったら

国民健康保険は、お住まいの市町村で加入することになっており、原則として米子市に住所のない方は、米子市国民健康保険の保険証を使うことができません。

しかし、特例として、米子市国民健康保険に加入している方が進学を理由に住所を他市町村に移し、米子市にいる扶養義務者（親など）が生計を維持している場合は、学生用保険証への切り替えを行うことにより、引き続き米子市国民健康保険の保険証を使うことができます。転出届を提出したら、下記のものをお持ちになり、市役所保険年金課または淀江支所地域生活課へ届出を行ってください。

- 在学証明書（入学前の場合は合格通知書）
- 今までの国民健康保険証

また、学生用保険証（右上に㊟がある保険証）をお持ちの方が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きをすることになります。

ご 注 意 く だ さ い

不審な電話や還付金詐欺事件が多発しています!

全国各地で、医療費の還付があるなどと言ってATMを操作させて、お金を振り込ませる事例が多数発生しています。

- ◎ 還付金の支払をATM（現金自動預け払い機）で行うことはありません。
- ◎ 不審な電話がありましたら、表紙に記載している電話番号で保険年金課にご確認ください。